

意見公募要領

～「操縦士実地試験実施基準」の一部改正に関するパブリックコメント～

国土交通省では、以下のとおり、「操縦士実地試験実施基準」の改正を検討しています。

このため、当該改正について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料といたします。御意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしくお願いいたします。

記

意見公募対象

「操縦士実地試験実施基準」の改正について(案)

意見公募の趣旨・目的・背景

航空法第29条第1項(航空法第29条の2又は航空法第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき実地試験を行う場合は、「操縦士実地試験実施基準」により実施しているところです。

これまで、気流のじょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因する場合以外の再操作は原則認めていませんでした。しかし、再操作が認められていないために、軽微な不具合であるにもかかわらず科目が成立しなくなる場合が起こりえることから、より正確な判定が可能となるように実施基準の見直しを検討しております。

案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口(担当課)において配布し、又は閲覧に供することとします。

意見公募期間

令和3年3月25日(木)から令和3年4月26日(月)まで(必着)

意見提出先・提出方法

別紙の意見提出様式に日本語にて御記入の上、以下の①～④の方法にて送付願います。その際、必ず「操縦士実地試験実施基準」の一部改正に関するパブリックコメント」と明記いただきますようお願いいたします。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォ

ームから御提出下さい。

※添付ファイルは利用できません。

② 電子メール

電子メールアドレス:g_CAB_GIJ_JIN@mlit. go. jp

国土交通省航空局安全部運航安全課 航空従事者試験官 へ

※テキスト形式でお願いいたします。

③ 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省航空局安全部運航安全課 航空従事者試験官 へ

④ FAX

FAX 番号:03-5253-1661

国土交通省航空局安全部運航安全課 航空従事者試験官 へ

注意事項

- ・御意見を正確に把握するため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- ・いただいた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることを御承知おきください。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨をご記載ください。)

連絡先窓口(担当課)

国土交通省航空局安全部運航安全課

担当:航空従事者試験官

TEL:03-5253-8111(代表)

別紙（意見提出様式）

国土交通省航空局運航安全課意見募集担当あて
「操縦士実地試験実施基準」の一部改正（案）に対する意見

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意見
(該当箇所)

(意見)